

序章

景観計画について



序章 景観計画について

1 計画の目的

「景観法」は、平成16年6月に制定された都市や農山漁村における良好な景観を形成するための我が国はじめての景観についての総合的な法律です。また、「景観計画」とは、「景観法」に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市または都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るための法定の計画です。

景観に対する市民の意識が高まる中で、景観法の制定を受け、全国の多くの自治体で「景観計画」の策定を中心に景観行政への取り組みが加速しています。

本市は、平成17年9月に景観法に基づく「景観行政団体」になりました。「南アルプス市景観計画」は、「南アルプス市らしい景観づくり」を総合的かつ計画的に推進するため、市民の皆さんの声を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、実現に向けた取り組みなど、市民・観光客、事業者、行政に共通する協働の指針として作成することを目的としています。

南アルプス市の景観づくりは、この計画に掲げた様々な指針に基づいて、市民・観光客、事業者等と行政がお互いに手を携えて一步一步着実に進めていきます。

本計画には、本市のかけがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代を担う子どもたちに引き継いでいくという市民の熱い思いが込められています。

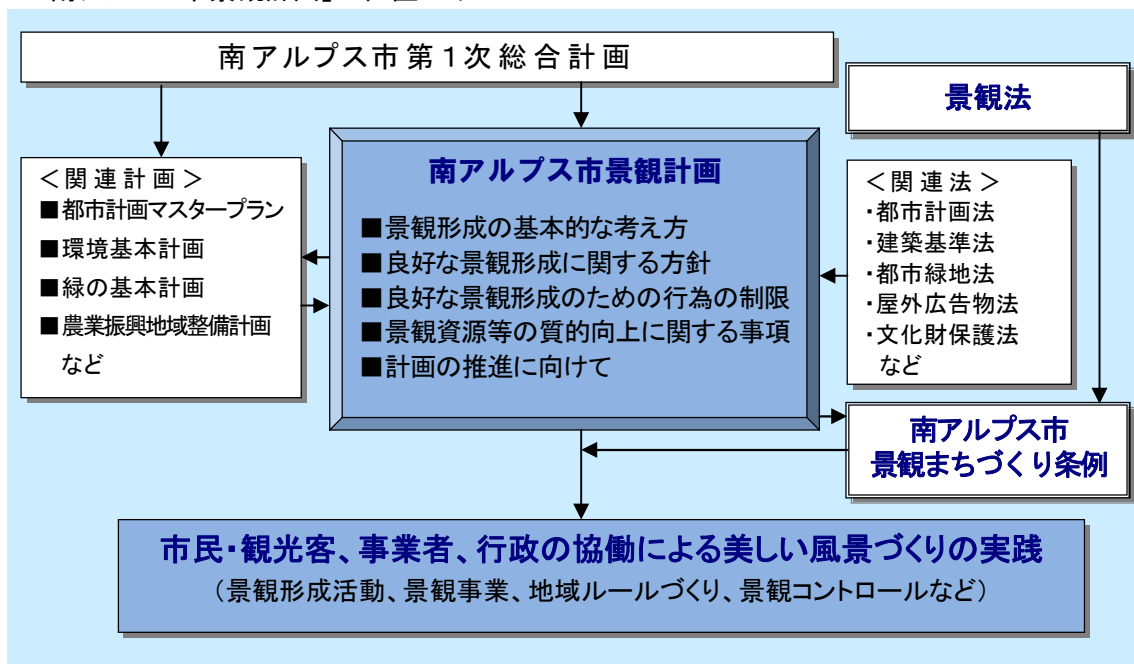
2 計画の位置づけと役割

「南アルプス市景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第一次南アルプス市総合計画」（平成17年3月）に即しつつ、本市の景観形成に関する総合的な施策、市民・観光客、事業者、行政に共通する協働の指針として位置づけられます。

今後、景観形成活動、景観事業、地域ルールづくり、景観コントロールなどの景観形成に関することは、この指針に沿って進めていくことになります。

また、景観形成をより強力に推進していくため、景観法や景観計画に加えて、「南アルプス市都市計画マスタープラン」（平成19年3月）などの関連計画との連携や都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法などの景観形成に係わる法律等の活用を図ります。

■「南アルプス市景観計画」の位置づけ



3 計画の進行管理

本計画の実現を図るためには、市民・観光客、事業者、行政等が協働し、長い時間をかけて一歩一歩進めていく必要があります。

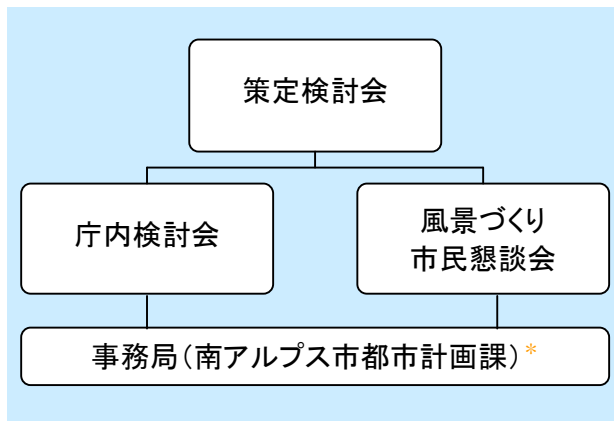
このため、今後の市民ニーズや本市をとりまく社会・経済環境の変化、国や山梨県の景観施策の変更などを踏まえ、概ね5年ごとに必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画の進行管理を図っていきます。

4 策定体制

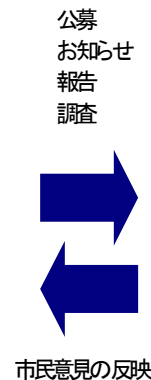
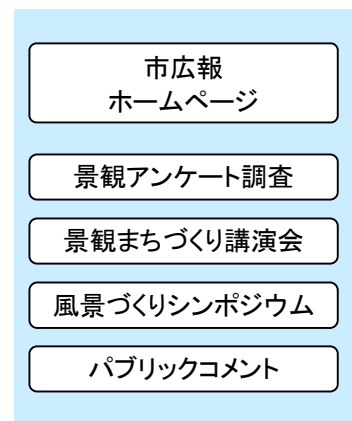
「南アルプス市景観計画」の策定にあたっては、計画づくりの初期段階から景観アンケート調査の実施、市民参加による「風景づくり市民懇談会」や「風景づくりシンポジウム」の開催など、市民意見の把握と計画への反映につとめながら、次のような体制で策定を進めてきました。

■策定体制と市民参加

<策定体制>



<市民参加>



■策定組織

■策定検討会

有識者や学識経験者をはじめ、議会代表、団体代表、地域代表、市民懇談会代表、行政関係者（南アルプス市、山梨県）からなる「南アルプス市景観計画策定検討会」を設置し、景観計画を総合的、専門的な見地から検討してきました。

■庁内検討会

南アルプス市関係各課からなる「南アルプス市景観計画庁内検討会」を設置し、所管課の景観形成に関する方針、計画や事業等の調整など、行政の立場から「南アルプス市景観計画」の素案の検討を行ってきました。

■風景づくり市民懇談会

公募や地域の推薦に応じた市民で構成される「風景づくり市民懇談会」を設置し、市民の視点から地域の身近な景観のあり方を検討し、検討成果を「風景づくり市民プラン」としてまとめ、市長に提出しました。

ここでの市民の提案が、「南アルプス市景観計画」の基礎になっています。



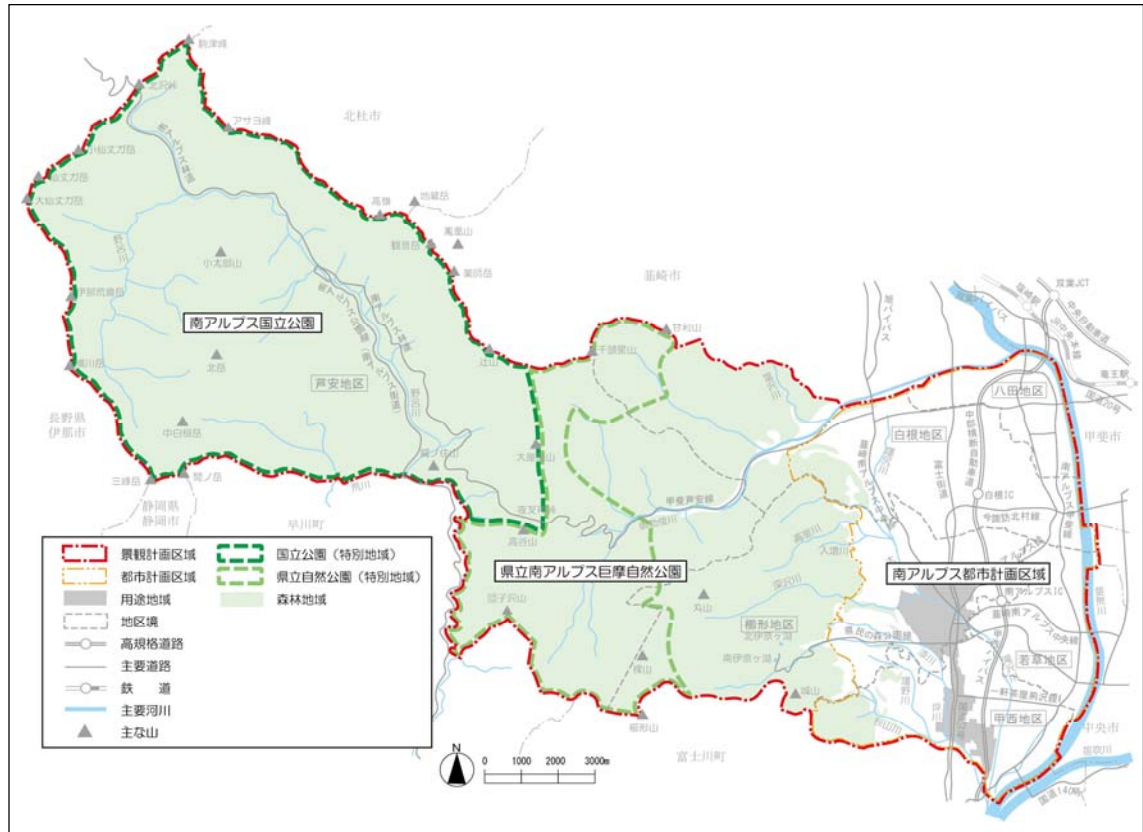
注) *平成20年度までは都市整備課、平成21年度より都市計画課となりました。

5 景観計画の区域

南アルプス市の景観の特徴は、南アルプスの山岳地帯とそれに連なる山々、扇状地や低地部、大小の河川等が織りなす大地の構造を土台に、豊かな自然景観、まちや農山村景観、歴史文化的景観などが展開しており、これらが融合して南アルプス市らしい風景を形づくっています。

このため、景観法が定める景観計画の趣旨を考慮し、南アルプス市らしい個性と魅力ある景観形成を図るために、自然公園地域を含めた市域全体をひとつの景観計画区域として定めます。

■「南アルプス市景観計画」の区域



6 景観計画の構成

「南アルプス市景観計画」は、法定計画であると同時に、今後の風景づくりに市民・観光客、事業者、行政等の共通の指針として活用できるよう、次に示すように大きく3つの内容で構成しています。

【景観形成方針に関する事項】

南アルプス市の景観形成に向けた基本理念や目標、良好な景観形成に関する方針など、市民・観光客、事業者、行政等が協働で取り組むべき共通の指針（ガイドライン）を示しています。

【法に基づく制限事項や基準など】

良好な景観形成を図るため、行為の制限など、法に基づくルール（届出対象行為、景観形成基準など）を示しています。

【計画の推進に向けて】

本計画の推進に向け、協働による景観まちづくりの基本的な考え方や計画の実現を図るための取り組み施策等について示しています。

■「南アルプス市景観計画」の構成

【景観形成方針に関する事項】

■景観形成の基本的な考え方

1. 景観計画の区域^{*1}
2. 景観形成の理念と目標
(基本理念、景観形成の目標)
3. 景観構造の設定

■良好な景観形成に関する方針

1. 市全体の景観形成方針^{*1}
2. エリア別の景観形成方針
 - 山岳景観エリアの景観形成方針
 - 山間景観エリアの景観形成方針[山方]
 - 田園居住景観エリアの景観形成方針
 - ・里山集落景観ゾーン [根方]
 - ・樹園集落景観ゾーン [原方]
 - ・田園集落景観ゾーン [田方]
 - ・まちの景観ゾーン
3. 景観形成推進ゾーンの方針
(10の推進ゾーン)

【法に基づく制限事項や基準など】

■良好な景観形成のための行為の制限事項

1. 建築物等の行為に関する基本的方針
2. 建築物等の届出行為と景観形成基準^{*1}

■景観資源等の質的向上に関する事項

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項^{*1}
2. 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項^{*1}
3. 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項^{*2}
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項^{*2}
5. その他の景観の質的向上に関する基本的事項

【計画の推進に向けて】

■基本的な考え方

■計画の推進に向けた施策

1. 景観に対する市民意識の醸成
2. 市民や観光客等の自発的な景観形成活動の推進と仕組みづくり
3. 庁内体制や仕組みの充実
4. 先導的な景観まちづくりの推進

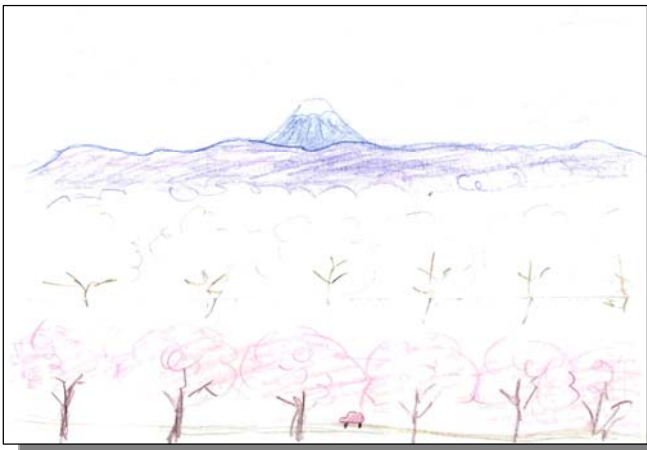
■当面の取り組み

南アルプス市景観まちづくり条例

注) *1 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。

*2 景観法に基づき必要に応じて定めることができる選択項目です。

*3 上記*1、*2以外の項目は、任意事項で、本市独自のものとなっています。



●掲載の絵は、平成19年12月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな南アルプス市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。